

恵那市景観計画の主な見直しの内容

ページ	改正の状況	改正箇所	改正内容
55	追加	景観形成基準	<p>太陽光発電設備設置による景観形成基準を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パネルの配置や傾斜の配慮 ・文化財・野外レクリエーション地などの近接地を避ける ・高さ15m未満(架台の最下部からパネル最頂部) ・パネル及び附属設備の色彩を周囲の景観と調和する ・太陽光発電設備の目隠しとなるよう、塀や植栽の設置 ・適切な太陽光発電設備の維持管理 ・事業終了後の太陽光発電設備の適切な撤去
59	追加・変更	届出を要する行為	<p>届出を要する行為に太陽光発電設備の新設等を追加(高さ10m以上又は事業面積が1,000 m²以上)</p> <p>届出を要する行為における工作物の規模基準の変更(現行:高さ15m→改正案:高さ10m)</p>
62	追加	景観重要建造物の指定の方針	平成27年11月1日に指定された景観重要建造物の追記
63	追加	景観重要樹木の指定の方針	平成28年6月1日に指定された景観重要樹木の追記
63	追加	景観重要建造物・景観重要樹木の保存	景観重要建造物及び景観重要樹木を保存していくための、必要な事業の経費を助成する制度の追記